

◎東京高等裁判所規程第2号

◎東京地方裁判所規程第3号

◎東京家庭裁判所規程第2号

東京高等裁判所、東京地方裁判所及び東京家庭裁判所当直規程を次のように定める。

平成22年7月2日

東京高等裁判所
東京地方裁判所
東京家庭裁判所

東京高等裁判所、東京地方裁判所及び東京家庭裁判所当直規程
(目的)

第1条 東京高等裁判所（東京高等裁判所及び知的財産高等裁判所をいう。以下同じ。）、東京地方裁判所（東京地方裁判所の本庁、東京簡易裁判所、東京第一検察審査会、東京第二検察審査会、東京第三検察審査会、東京第四検察審査会、東京第五検察審査会及び東京第六検察審査会をいう。以下同じ。）及び東京家庭裁判所（東京家庭裁判所の本庁をいう。以下同じ。）の勤務時間外における次の事務を処理させるため、東京高等裁判所、東京地方裁判所及び東京家庭裁判所に合同の当直を置く。

- (1) 東京高等・地方・簡易裁判所合同庁舎及び東京家庭・簡易裁判所合同庁舎
(以下「各合同庁舎」という。)の保全並びに各合同庁舎の設備、備品及び書類等の保全
- (2) 外部との連絡
- (3) 文書の收受
- (4) 各合同庁舎内の監視
- (5) 裁判事務処理

(当直の場所)

第2条 当直における事務の処理は、東京高等・地方・簡易裁判所合同庁舎において取り扱う。

(掌理者)

第3条 当直に関する事項の掌理者（以下「掌理者」という。）は、東京高等裁判所にあっては東京高等裁判所事務局長、東京地方裁判所にあっては東京地方裁判所長、東京家庭裁判所にあっては東京家庭裁判所長とする。

(当直の種別及び勤務時間)

第4条 当直は、宿直及び日直とし、日直は、裁判所の休日に関する法律（昭和63年法律第93号）第1条第1項各号に規定する裁判所の休日に置く。

2 当直の勤務時間は、次のとおりとする。

- (1) 宿直は、午後10時から翌日の午前8時30分まで
- (2) 日直は、午前8時30分から午後5時まで

(当直員)

第5条 当直員は、東京高等裁判所、東京地方裁判所及び東京家庭裁判所の裁判官以外の裁判所職員を充てる。

2 当直員となるべき者の区分は、管理職員、書記官及びその他の職員の区分とする。

3 当直員の人数は、次のとおりとする。

- (1) 宿直は■人とし、管理職員、書記官及びその他の職員の区分に属する者からそれぞれ■人を充てる。
- (2) 日直は■人とし、管理職員及びその他の職員の区分に属する者からそれぞれ■人を充てる。ただし、その他の職員の区分に属する者の人数は、必要に応じて減ずることができる。

(当直の免除)

第6条 掌理者は、病気その他の理由により、当直勤務を命ずることが適当でない

と認める職員に対しては、当直を免除することができる。

(割当ての変更)

第7条 当直の割当てを受けた職員が、やむを得ない事由により当直勤務に就くことができないときは、掌理者に対し、割当ての変更を申請することができる。

2 掌理者は、前項の申請を相当と認めるときは、これを許可することができる。

(当直員の任務)

第8条 当直には、当直主任者を置く。当直主任者は、当直事務を総括し、その他の当直員は、当直主任者の指揮のもとに共同して当直事務に当たるものとする。

2 当直主任者は、火災等の非常事態が発生したときは、消防署等の関係機関及び関係職員に通報、連絡するとともに、必要な応急措置を講ずる。

(備付帳簿等)

第9条 当直室には、当直日誌及び必要な帳簿等を備え付ける。

(実施細則等)

第10条 掌理者は、協議の上、この規程の実施につき必要な事項を定め、また、緊急の事態等に対処するため、当直事務に関し、この規程と異なる具体的措置を執ることができる。

附 則

この規程は、平成22年10月1日から施行する。